

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 広島県における緊急事態措置等の変更について

令和2年5月9日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月5日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」における「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）（法第24条9項）」（2）により、本県における感染の状況等を踏まえ、5月11日から次のとおり緊急事態措置を変更する。

施設の使用制限の協力要請（休業への協力要請）について

次の施設については、使用制限の協力要請を解除することとし、各事業者においては、施設の使用再開にあたり、県民が安心して利用できるよう、該当する別紙に基づいて感染防止対策（三つの密や濃厚接触、県外来訪者の回避など）を徹底するよう要請する。

区 分	対 象 施 設	感染防止対策
大学・学習塾等	自動車教習所	（別紙）指定自動車学校から感染者を出さないための対応
博 物 館 等	動物園，植物園，図書館，博物館，美術館，科学館，記念館，水族館，プラネタリウム	（別紙）博物館等の開館に向けた考え方について
劇 場 等	劇場，観覧場，映画館，演芸場	（別紙）映画館・劇場の営業再開に向けた感染予防対策について
商 業 施 設	ペット美容室（トリミング）	（別紙）ペット美容室における感染防止対策

営業時間短縮の要請について

食事提供施設に対する営業時間の短縮要請については、営業時間の1時間延長を可能とする。

〔5月10日まで〕

朝5時から夜8時までの営業時間

〔5月11日～〕

朝5時から夜9時までの営業時間

催物の開催停止要請について

「屋外における少人数でのイベント」（最大でも50人程度）については、次のような感染防止対策を講じた上で、開催停止要請を解除する。

三つの密の発生が原則想定されないこと。（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）

大声での発声，歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用等，適切な感染防止対策が講じられること。

映画館・劇場の営業再開に向けた感染予防対策について

令和2年5月9日
広島県興行生活衛生同業組合理事長

【基本的な考え方】

当組合において、営業を再開するに当たり、徹底した感染防止対策を行うため、感染拡大を予防するガイドラインを作成した。

このガイドラインは、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日以降も継続をする。(5月31日までと明示されている対策を除く。)

なお、当組合員において、ガイドラインに基づき感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

(注) 下線は5月31日までの対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置する。
5月31日までは、多くの利用者等が手を触れる箇所（座席、手すり、カップホルダー、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置する。
- ・5月31日までは、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。（6月1日以降は県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。）

＜従業員向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、出勤しないことを徹底する。

- ・職員はマスクを着用し、出勤前に連日健康チェックを行った上で、利用者から物品や金品を受領する場合には、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（施設内における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する。
5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
また、上映中の飲食は控える。

＜施設向け＞

- ・チケット売り場や受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（座席、手すり、カップホルダー、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタンなど）は、始業前、始業後に、丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
5月31日までは、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する場所は、始業前、始業後に丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーは使用しない。
- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・接触機会削減のため、ブランケット等の貸出しは行わない。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

- ・チケット売り場，入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。
- ・入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限，整理券の発行等）を検討すること。
- ・人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性のあることを施設のホームページや掲示において周知すること。
- ・5月31日までは，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう，四方を空けた席配置等を行う。
（6月1日以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。）
- ・利用者に一定間隔を空けた待機を促すよう，チケット売り場等に2メートル間隔で目印テープを貼付するなど対人距離を可視化する。
- ・空調機器を常時稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど，室内空気の滞留を避け，ビル管理法に基づく空気環境を維持する。
- ・5月31日までは，試写会や舞台挨拶などのイベントは原則行わない。

4 その他

上記の3つの対応のほか，それぞれの施設の特性やイベント等の状況に応じて，感染防止に必要な措置を実施

（イベントでの対応）

- ・比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントについては，次のような感染防止対策を講じた上で，段階的な制限の解除を行う。
 - ア 3つの密（密閉，密集，密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に）
 - イ 大声での発生，歌唱や声援，または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ウ その他，必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用，室内の換気等）が講じられること。
（6月1日以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。）

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の
実践例～

(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

ペット美容室における感染防止対策

令和2年5月8日
広島県食品生活衛生課

1) 顧客の感染予防

- ◇ お客様にマスクの着用を促し，入口等に消毒液を設置する。

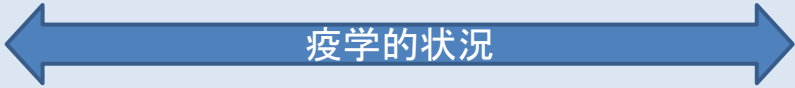

2) 3密の回避策

- ◇ お客様の予約時間を調整するなど，店内での密集を防ぐ。
- ◇ 換気に努める（2方向の窓を数分間程度，毎時2回全開にする）。

3) 従業員へのケア

- ◇ 従業員はマスクを着用し，出勤時に連日，健康チェックを行う。
- ◇ 出勤時，外出帰着時，作業後，トイレの後，食事の前には必ず石鹸で手を洗う。

感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応

徹底した行動変容の要請によるまん延防止			新しい生活様式による感染拡大の予防	
区分	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
まん延の状況	感染の状況が厳しい	 疫学的状況		新規感染者数が限定的
	病状に応じた迅速な医療提供困難	 医療状況		病状に応じた迅速な医療提供可能
県民の皆様への要請	<ul style="list-style-type: none"> 人との接触機会を8割削減 全日の外出自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 人との接触機会を8割削減 全日の外出自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 週末の外出自粛 	
	他地域との往来自粛			
	3密回避, 体調管理, 手洗い・咳エチケット, 人との距離確保			
		屋外における少人数以外でのイベントの自粛	屋外・屋内における少人数以外でのイベントの自粛	
事業者・企業への要請	<ul style="list-style-type: none"> 出勤者数5割減 (Web会議, テレワークの活用, 不急な会議・出張の中止 等) 感染防止対策 (時差出勤, 座席間距離確保, 執務オフィス分散 等) 			<ul style="list-style-type: none"> 3密回避 Web会議, テレワーク, 時差出勤等の積極的活用
	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が利用する施設等の休業要請については, 県HP「休業への協力要請の対象となる施設一覧」のとおり 			

1 基本的な考え方

徹底した行動変容の要請を行うため、レベル1までは今の休業等要請の状態を継続すべきであるが、各施設の社会的必要性(身体的・精神的な健康維持の有無, 教育的要素の有無, 代替性の有無など)と、感染リスク(濃厚接触の程度(時間や距離), 濃厚接触行為の不特定性, 濃厚接触行為の多少, 3密状態の発生の程度, 他県等から人が集まる効果・呼び込み効果の有無・程度など)を総合的に判断し、段階的に制限を解除していく。

2 制限解除の時期

このままの感染状況で推移した場合、5月11日から「レベル3」に移行する。

最終的には、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日に「レベル1」に移行できるようにするため、状況を見ながら「レベル2」に移行していくことを検討する。

3 レベル別施設一覧

レベル3で解除(一定の条件下)

- (大学・学習塾等) 自動車教習所
- (博物館等) 動物園, 植物園, 図書館, 博物館, 美術館, 科学館, 記念館, 水族館, プラネタリウム,
- (劇場等) 劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場
- (商業施設) ペット美容室(トリミング)

【文部科学省の動向を踏まえ、別途整理】

大学, 専門学校, 高等専修学校, 医療系養成施設, 専修学校, 各種学校, 日本語学校, 外国語学校, インターナショナルスクール

レベル2で解除(一定の条件下)

- (大学・学習塾等) 学習塾(個人塾を含む), 英会話教室, 音楽教室, 囲碁・将棋教室, 生け花・茶道・書道・絵画教室, そろばん教室
- (運動, 遊技施設) キャンプ場, 釣り堀, 遊漁船, 潮干狩り, 観光農園
屋内・屋外水泳場, ボウリング場, スケート場
- (集会・展示施設) 動物愛護団体, 公民館, その他の社会教育施設, 集会場, 展示場, 文化会館, 多目的ホールなど
- (商業施設) 金券ショップ, 住宅展示場(戸建て, マンション), 整体院, 写真屋, フォトスタジオ, 仏壇店, ペットショップ(ペットフード売り場を除く), 宝石類や金銀の販売店, おもちゃ屋・鉄道模型店, 囲碁・将棋盤店, アウトドア用品, スポーツグッズ店, ゴルフショップ, 土産物屋, 旅行代理店(店舗), アイドルグッズ専門店, スーパー銭湯, 日焼けサロン, 美術品販売, 展望室, 占い屋, 生活必需物資の小売り関係等以外の店舗, 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

レベル1

新しい生活様式に応じた感染防止対策に取り組む。

- (大学・学習塾等) バレエ教室, 体操教室
- (運動, 遊技施設) 体育館, 柔剣道場, スポーツクラブなどの運動施設, ホットヨガ・ヨガスタジオ, テーマパーク, 遊園地, 観光遊船, パチンコ店, マージャン店, ゲームセンターなどの遊技場
- (遊興施設等) キャバレー, ナイトクラブ, スナック, バー, ダーツバー, パブ, ネットカフェ, 漫画喫茶, カラオケボックス・カラオケ喫茶, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場, 場外馬(舟)券場, ライブハウス, 風俗等に関する営業
- (商業施設) ネイルサロン, まつ毛エクステンション, 岩盤浴, サウナ, リラクゼーション, エステサロン, 脱毛サロン

4 食事提供施設

飲食店（居酒屋含む）（宅配・テイクアウトは除く）、料理店（宅配・テイクアウトは除く）、喫茶店、和菓子・洋菓子店等の食事提供施設については、次のとおり、営業時間の緩和・解除や、酒類の提供時間の解除を、段階的に実施する。

レベル 3

営業時間短縮の緩和

〔緩和前〕

朝 5 時から夜 8 時までの営業時間
酒類の提供時間は夜 7 時まで

〔緩和後〕

朝 5 時から夜 9 時までの営業時間
同左

レベル 2

営業時間短縮の解除

〔解除前〕

朝 5 時から夜 9 時までの営業時間
酒類の提供時間は引き続き夜 7 時まで

〔解除後〕

通常営業

レベル 1

酒類の提供時間制限の解除

〔解除前〕

夜 7 時まで

〔解除後〕

通常営業

なお、個々の施設に関する問い合わせは、県ホームページ掲載の「休業への協力要請の対象となる施設一覧」をご確認ください。【URL】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/list.html>

5 イベント

比較的少人数（最大でも 50 人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じたうえで、段階的な制限の解除を行う。

3 密の発生が原則想定されないこと。

大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等、適切な感染防止対策が講じられること。

レベル 3

屋外における少人数でのイベント

レベル 2

屋外・屋内における少人数でのイベント